

# 植物防疫情報

発行所

農林水産省 横浜植物防疫所

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎内

TEL:045-211-7164

公式キャラクター  
ぴーきゅん®

◀ 植物防疫所HP

QRコード

🔍 植物防疫所

<https://www.maff.go.jp/pps/index.html>

## GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)と植物検疫

### 1 はじめに

令和9年3月19日から9月26日までの期間、神奈川県横浜市において、「幸せを創る明日の風景」をテーマに、「GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)」が開催されます。

この博覧会は、国が開催する国際博覧会(認定博)としても位置付けられるもので、日本での最上位(A1)クラスの国際園芸博覧会は、平成2年の国際花と緑の博覧会(大阪花の万博)に次いで2回目です。

現在、(公社)2027年国際園芸博覧会協会を中心に、「国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献」の趣旨のもと、着々と準備が進められています。今回は、その計画の概要、準備状況及びこれに関わる植物検疫について紹介します。

### 2 博覧会の計画概要及び準備状況

会場は横浜市の郊外部(旭区・瀬谷区)に位置する旧上瀬谷通信施設であり、平成27年に米軍から返還された約242haの広大な土地で、そのうち約100haが博覧会区域となります。この土地は長年にわたり利用が制限されてきたことから、農地や緩やかな起伏の草地など豊かな自然環境が広がり、南北に流れる相沢川、和泉川の源流地、谷戸地形などの貴重な自然

資本が残っています。

会場構成については、これらの周辺の地形の特徴を顕在化させ、各特徴を体感できるよう、「まち」「かわ」「のら」「さと」「やま」の5つを地形の読み解きとして空間概念を設定し、その読み解きに合わせて庭園や催事施設などを配置する計画です。



令和7年11月には高市内閣総理大臣をはじめ多数の関係者の参列のもとに日本政府出展起工式が盛大に行われ、会場施設の建設が本格的に開始されました。

この博覧会は、令和4年11月、GREEN×EXPO 2027が国際条約に基づく国際園芸博覧会(A1クラス)に認定されて以降、各国・地域・国際機関への招請活動を行ってきており、海外からの参加表明国・国際機関数は、目標の70程度を上回る見込みです。

また、公式マスコットキャラクター「トゥン

クトウンク」を活用した広報活動や公式オンラインショップの開設、全国各地のイベントでのPR展示などを通じて博覧会の機運醸成活動が進められています。

#### GREEN×EXPO 2027概要

- 名 称： 2027年国際園芸博覧会  
International Horticultural  
Expo 2027, Yokohama, Japan
- 会 場： 神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）
- 開催期間： 2027年3月19日～2027年9月26日
- 区 域： 約100ha（内、会場区域80ha）
- 有料来場者数： 1,000万人以上

### 3 博覧会と植物検疫

この博覧会では、海外からも多種多様の貴重な植物類が出展されるものと期待されています。

これら海外からの出展植物の輸入に伴う病害虫の侵入・まん延を防止するため、植物防疫所では出展植物の的確な植物検疫の実施に努めます。その概要は次のとおりです。

#### (1) 種子類の取扱い

種子の輸入は、病害虫が付着していないこと、土などが混入していないことが条件となります。

また、種子（植物）の種類や生産国によって、輸入を禁止されているものや、対象とする病気に感染（汚染）していないことを確認するため、輸出国や輸入時に血清学的診断法・遺伝子診断法による検定が必要となるものがあります。

#### (2) 苗木類及び球根類の取扱い

土は様々な病害虫の生息の場であることから、土が付着した植物の輸入は禁止されています。このため、苗木類は土以外の資材（ピートモス、ミズゴケなど）に植付けて輸入する必要があります。

果樹苗木類、ジャガイモ、サツマイモ、サトウキビ、パイナップル及び花き球根類については、輸入港での検査だけでは植物のウイルス病などの一部の病害を発見することが難しいため、輸入後に一定期間隔離された場所で栽培し、その生育中に病害の感染がないかの検査を行います。

### (3) 輸入禁止品の輸入許可制度

日本では、国内の農業生産に甚大な被害を与えるおそれのある病害虫が海外から侵入することを防止するため、植物防疫法第7条において、特定の病害虫が発生している国から輸入される植物、検疫上有害な病害虫、土及び土が付着した植物などの輸入を禁止しています。

ただし、土を除去することにより枯死又は観賞価値が著しく損なわれるもの、盆栽のように植物と土が一体となって観賞されるものなどを公共施設において展示する目的で輸入する場合については、「輸入禁止品の輸入許可制度」を適用し、特別の条件をつけて例外的に輸入が認められています。

### 4 まとめ

以上のように、出展植物の輸入検疫を実施し、海外からの病害虫の侵入防止に万全を期すこととしています。

この博覧会は国家的なイベントでもあることから、植物防疫所としても関係機関と密に連携し、その円滑な開催に向けて迅速かつ的確な植物検疫を実施し、この博覧会の成功に寄与していきます。



公式マスコットキャラクター「トウンクトウンク」

©Expo 2027

「画像提供・協力：GREEN×EXPO協会」

# 南西諸島の一部に侵入・発生している セグロウリミバエについてのトピックス

## 1 はじめに

令和6年3月、沖縄本島名護市でセグロウリミバエが見つかり、その後も南西諸島の一部においてトラップへの誘殺と果実への寄生が続いたため、令和7年4月から、このミバエに対する緊急防除が開始されています。

## 2 分類

分類：昆虫綱ハエ目ミバエ科

学名：*Bactrocera tau*

和名：セグロウリミバエ

英名：Pumpkin fruit fly

## 3 分布地域

中国、台湾、インド、東南アジアなど

## 4 形態

成虫は体長7～8mmです。頭部は黄褐色で、顔には1対の円形の黒斑があります。胸部は黒色で、背面には黄色の縦帯が3本あり、胸背部の後方にある小楯板は全体が黄色です。翅はほぼ透明で、前縁部の細長い帯、先端の斑紋、後部の斜めの帯は黒褐色です。腹部は黄褐色で、背面には黒色のT字状の紋があります。卵は長さ1.3mmの細長い円筒形で乳白色、幼虫はウジ虫状で老熟すると体長7.5～9.0mmに達します。蛹は、長さ約6mmの俵型で褐色です。

## 5 寄主植物

主な寄主はウリ科（メロン、キュウリ、カボチャ、ヘチマ、ニガウリ、トウガン、スイカなど）であり、ナス科（トマト、ピーマン、トウガラシなど）、パッションフルーツ、スモモ、パパイヤ、ドラゴンフルーツ、グアバ（バンジロウ）、インゲンなどにも寄生することが知られています。

## 6 生態及び被害

雌成虫は、果実に産卵管を差し込み、数個～数十個の卵をまとめて産み付けます。果実は、産卵孔付近から腐敗が進むとともに、幼虫が果実内部を食い荒らすことで、商品価値は著しく低下します。幼虫は、老熟すると体を折り曲げて跳躍して果実を離れ、土の中で蛹化します。

## 7 発育期間

沖縄では、年間約11世代を繰り返すと推定され、1世代期間は夏季で約23日、冬季で約52日です。25℃での発育期間はそれぞれ、卵は1.0日、幼虫は6.2日、蛹は9.2日、産卵前期間は11.0日です。

## 8 発生及び防除の状況

令和8年5月現在、セグロウリミバエは沖縄本島の全域及び一部周辺離島に加え、奄美群島の与論島、沖永良部島、徳之島、奄美大島での発生が確認されています。緊急防除の防除区域（沖縄県の29市町村）の対象植物は、植物防疫官などの検査により、セグロウリミバエが付着しているおそれがないと認められたものでなければ、区域外に持ち出せません。発生地域では、誘引剤と殺虫剤を浸み込ませたテックス板の設置、寄主果実の除去、餌成分に殺虫剤を混ぜたベイト剤の散布による防除が行われています。更に、沖縄県では、不妊化したセグロウリミバエを大量に野外に放つ不妊虫放飼法による防除が実施されています。



セグロウリミバエ雌成虫



同3齢幼虫

# 再循環方式の積地くん蒸(パイプくん蒸)が行われた穀類本船の輸入検査について(鹿島港)

鹿島港は全国有数の穀類輸入港で、年間230隻以上の穀類やバイオマス燃料用ウッドペレットなど（以下、「穀類など」）を積載した本船が入港し、鹿島出張所が輸入検査を実施しています。

令和7年9月6日、鹿島港に入港したアメリカ合衆国産トウモロコシを積載した本船は、害虫の殺虫目的のため、リン化アルミニウムくん蒸剤による積地くん蒸が実施されており、その方法は船底までパイプをめぐらせてブローでガスを再循環させる「再循環式-Recirculation Method-（パイプくん蒸とも言う）」と呼ばれる方法で実施されていました。

入港直後に行われたくん蒸残存ガスの測定で穀層部（穀層表面より10～30cm下）に0.5～7.0ppm（抑制濃度0.3ppm）のリン化水素ガスが検出され、すべてのハッチの安全が確認されたのは9月12日となりました。ガスを船底から循環させたことにより、穀層中にガスが残存していたと考えられます。

この本船の入港については関係者から事前情報があり、受け入れ関係者内で情報共有と

準備がされたため、安全確認後に滞りなく検査が実施されました。

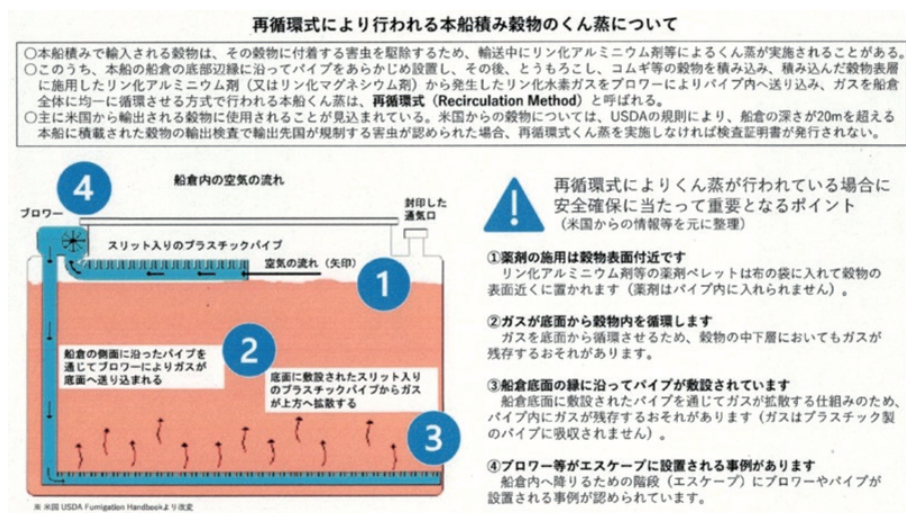
以上の事例を踏まえると、穀類などを積載した本船の検査での危害防止上のリスク管理として、① 本船入港に先立ち積地くん蒸の有無に関する事前情報を入手するとともに積地くん蒸が行われている場合は関係者間で確実に共有すること、② 関係者は、「再循環式（パイプくん蒸）」による積地くん蒸は穀層中にガスが残存する危険性が高いことを認識することの2点が重要です。



エスケープホールに設置されたパイプとブロー



穀層上から船底に配管されたパイプ



## 中部国際郵便局における 国際郵便物の検査状況について

中部国際空港には、海外から航空貨物や旅行客の手荷物、国際郵便を通じて植物類が輸入されています。

中部国際空港島にある中部国際郵便局では、植物防疫官3～4名が毎日、国際郵便で送られてくる植物類について検査を行っています。輸入された植物類が輸入禁止品に該当しないか、病虫害や土の付着がないかを確認するとともに、多くの植物に添付が必要となる植物検疫証明書（Phytosanitary certificate：以下、「検査証明書」）の有無やその記載内容を確認します。原産国や植物の種類、部位によって検疫条件が異なるため、慎重な確認が必要です。



検査証明書の内容確認

令和7年に中部国際空港に輸入された国際郵便物の輸入検査件数は16,064件（速報値、以下同じ）で、前年比105%でした。内訳は、苗類2,946件、種子4,986件、青果物774件、穀類・豆類など7,358件で、種苗類が全体の約半分を占めていました。多肉植物などの園芸ブームやインターネット通販の普及により植物類を気軽に購入できるようになったことが、国際郵便による輸入増加につながっていると考えられます。

なお、増加する検査対象荷口に対応するため、植物防疫所では動物検疫所と連携して国際郵便物の検査においても動植物検疫探知犬を導入するなど、検疫体制の強化にも取り組んでいます。

検査は、植物を傷めないよう丁寧に行います。例えば、種子は絵袋入りのものが多く、一つの梱包で多くの種類が輸入されることも多いため、関係書類の確認や検査時の絵袋の開封・こん包作業にとっても時間がかかります。また、植物ウイルスなどを対象とした精密な検査が必要となる種苗類は、郵便局の了承を得た上で、植物防疫所に持ち帰って検査を行っています。



多肉植物の検査

近年は在留外国人の増加に伴い、海外から送付される食料品の中に検査証明書の添付が必要な植物類が含まれる事例も増えています。その中には、検査証明書が無添付であるため輸入できないケースも多く見受けられます。このような事例の発生を防ぐため、植物防疫所ではSNSなどを活用した情報発信を行っています。また、植物防疫所ホームページでは、国際郵便物で植物類を輸入する際の注意点なども掲載しています。



詳しくはこちらから



## 晴海客船ターミナルの再開について

平成3年の東京港開港50周年に併せて供用が開始された晴海客船ターミナルは、長年にわたり東京の海の玄関口として国内外の来訪者の方々を迎え、多くの市民や観光客に親しまれてきました。しかし、大規模施設であるため維持管理費の増大や老朽化が課題となり、加えてレインボーブリッジの下を超大型客船が通過できない制約により、寄港可能な船舶の規模にも限界がありました。こうした背景を踏まえ、東京都は受入機能の強化のため、令和2年9月に東京国際クルーズターミナルを開業しました。これに伴い、晴海客船ターミナルは令和4年2月に供用を終了し解体されましたが、当時は新型コロナウイルス感染症の影響でクルーズ需要が低迷していました。

その後、令和5年春の感染症の5類移行を契機としてクルーズ需要は急速に回復しました。令和6年から7年にかけてはコロナ禍前を上回る勢いとなり、東京港の受入体制強化が急務となりました。このような状況に対応するため、令和7年11月に晴海地区に新施設が整備され、晴海客船ターミナルが再開されました。現在は、超大型船を受け入れる東京国際クルーズターミナルと、中・小型船に対応する晴海客船ターミナルの二拠点体制となり、複数客船の同時寄港が可能となっています。また、東京国際クルーズターミナルの機能強化も進められています。

晴海客船ターミナルでは、多い時で週に4回検査対応を行っています。ターミナルの中にある検査カウンターでは、植物防疫官が乗

客の方々により下船時に持ち出される植物の検査を行っています。多くの植物は、仕出国で発給された植物検疫証明書の添付がなければ船外へ持ち出すことはできませんが、船内で提供された果物（バナナやリンゴなどの生果実）を持ち出そうとする事例が多く見られます。こうした果物のほとんどは輸入禁止品に該当するため、注意が必要です。今後も寄港船舶の増加が見込まれる中、横浜植物防疫所東京支所では、増加する携帯品検査に対応するため、引き続き機動的で効率的な検疫体制の強化に努めてまいります。

植物防疫所では、植物を持ち出さないよう乗客への注意や下船時の声掛けなど、未検査の植物の持込み防止に向けた取組を行っています。船舶代理店など関係者の皆様におかれては、ご協力をお願いします。



写真：晴海客船ターミナルの外観

(東京都「クルーズ客船の誘致」東京都港湾局ホームページより)  
<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/kanko/cruise>  
(参照日：令和8年5月15日)。

## 植物防疫所紹介 神戸植物防疫所大阪支所(大阪府大阪市)

笑いに厳しく<sup>こな</sup>粉もん※に優しい水都大阪にある神戸植物防疫所大阪支所は、大阪港天保山岸壁の近くにあり、大阪府（関西国際空港を除く）、奈良県、和歌山県の全域と京都府の北部を担当地域とし、日本海側から太平洋側と南北に広範囲で業務を行っています。

大阪港はサカキ、ヒサカキ切枝の輸入検査量が全国一で、キクなどを組み合わせた仏花として輸入されています。また、天保山岸壁には、昨年75隻の客船が入港し、周辺は多くの訪日外国人でにぎわっています。

一方、輸出検査は、大阪港やその近辺で中国向け小麦粉などの食品、韓国や台湾向け種子や苗、EU加盟国向け中古農機、舞鶴港や和歌山港では中国向けスギなどの木材消毒を行っています。このほかに奈良県や和歌山県が、アメリカ合衆国、EU加盟国や東南アジア各国向けに、カンキツ類、モモ、オランダイチゴなどの輸出に取り組んでおり、各輸入国が規定する多岐にわたる検疫条件を満たすため、栽培中の生産園地での病虫害検査、消毒確認なども行っています。

※粉もん：関西の食文化で、小麦粉を主としたお好み焼きやたこ焼きなどの料理の総称



大阪港の南港地区(左)と港地区(右)を結ぶ港大橋

## 調査研究業務の紹介 横浜植物防疫所調査研究部消毒技術開発担当

植物防疫所では、横浜植物防疫所調査研究部を中心として、植物検疫業務に必要な技術の開発・改良を行っています。今回は、調査研究部の一部署であり、消毒薬剤や温度処理による検疫処理技術の開発を行っている消毒技術開発担当の業務をご紹介します。

植物検疫用の消毒剤として広く使用されてきた臭化メチルは、モントリオール議定書によりオゾン層破壊物質として指定され、特定用途を除き全廃することとされています。検疫用の臭化メチルはこの対象外となりますが、オゾン層保護の観点から代替技術の開発が求められており、代替剤候補のヨウ化メチルを用いたくん蒸処理に関する調査研究を行っています。

また、マンゴーなどの輸入禁止品の輸入解禁

措置を科学的根拠に基づき検討するため、ミバエ類を確実に殺虫できる温度処理条件の調査研究を行うとともに、農産物の輸出促進に向け、低温貯蔵などの温度処理を活用した安全で信頼性の高い消毒技術の開発に取り組んでいます。

これらの調査研究活動の成果は、「植物防疫所調査研究報告」としてとりまとめ、植物防疫所のホームページに掲載・公表しています。また、研究成果は研修などを通じて全国の植物防疫官の技術向上に役立てられています。



## 注目情報

植物防疫所のホームページ (<https://www.maff.go.jp/pps/>) では、  
法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。

令和8年6月29日現在

### 【法令改正関係情報】

- テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示が改正され、防除区域に長野県南佐久郡川上村御所平が追加されました。(令和8年6月21日施行)
- 「輸入種苗検疫要綱」、「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」及び「輸入禁止品に関する農林水産大臣の許可手続実施要綱」を更新しました。(令和8年6月18日)
- 「植物防疫法施行規則」、「輸入植物検疫規程」及び「植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物」が一部改正されました。(令和8年6月17日)
- 「輸入種苗検疫要綱」、「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」及び「輸入禁止品に関する農林水産大臣の許可手続実施要綱」が一部改正されました。(令和8年6月17日)
- 「検疫指定物品検疫要綱」、「輸入木材検疫要綱」及び「輸入木材こん包材取扱要領」が一部改正されました。(令和8年5月25日)
- 「ベトナム産ティエウ種のれいしの生果実に関する植物検疫実施細則」が一部改正されました。(令和8年3月16日)

### 【輸入植物検疫関係情報】

- チリ共和国においてチチュウカイミバエの誘殺が確認されたため、Metropolitana州Talagante郡及びValparaíso州San Felipe de Aconcagua郡内の一部地域に新たに検疫規制地域が設定されました。(令和8年6月25日)
- チリ共和国Valparaíso州Los Andes郡及びAtacama州Copiapó郡内においてチチュウカイミバエの誘殺が確認されたため、同郡内の一部地域に新たに検疫規制地域が設定されました。(令和8年5月8日)
- ネパールにおけるコドリガ発生に伴う輸入検疫措置の実施について (令和8年4月10日更新)
- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応について を更新しました。(令和8年4月7日)
- ネパールにおけるコドリガ発生に伴う輸入検疫措置の実施について (令和8年3月31日)
- インド産マンゴウ生果実の日本向け輸出の停止について (令和8年3月30日)
- チリ共和国Valparaíso州Quillota郡内においてチチュウカイミバエの誘殺が確認されたため、Quillota郡及びMarga Marga郡の一部地域に新たに検疫規制地域が設定されました。(令和8年3月26日)

### 【輸出植物検疫関係情報】

- オーストラリア向け生果実登録選果こん包施設一覧 (令和8年度メロン) を掲載しました。(令和8年6月25日)
- 「二国間協議により検疫条件が定められている品目」におけるタイ向けカンキツ類の情報を更新しました。(令和8年6月17日)
- 台湾向け生果選果こん包施設一覧 (令和8年産もも・すもも) を更新しました。(令和8年6月4日)
- 「輸出用木材こん包材に関する各国の情報」におけるオーストラリア及びニュージーランドの情報を更新しました。(令和8年6月1日)
- 「台湾向け生果実検疫実施要領」が一部改正されました。(令和8年5月15日)
- 「各国の輸入規制等詳細情報」におけるオーストラリアの情報を更新しました。(令和8年5月13日)
- 「各国の検疫条件」におけるチリ及びブラジルの情報及び「輸出条件早見表(貨物)」(チリ)を更新しました。(令和8年3月30日)

### 【国内植物検疫関係情報】

- 情報誌「植物防疫所 病害虫情報No.142」を掲載しました。(令和8年6月18日)
- ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示が改正され、規制の対象となる防除区域が変更されました。(令和8年5月22日)
- 「植物防疫法施行規則」及び「植物防疫所による侵入調査事業等実施要領」が一部改正されました。(令和8年4月10日)
- 国内で発見等された有害動植物の試験研究等への利用に係るお願いを更新しました。(令和8年4月10日)
- 「テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令」及び「テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示」が一部改正されました。(令和8年4月1日)
- ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令及び告示が改正され、緊急防除を行う期間が令和11年3月31日まで延長されました。(令和8年4月1日)
- 情報誌「植物防疫所 病害虫情報No.141」を掲載しました (令和8年3月23日)

### 【その他のお知らせ】

- 令和8年度「植物検疫くん蒸作業主任者専門講習」の受付を開始しました。(令和8年6月12日)
- 那覇空港輸入検査予約システム (iP-Quick) が導入されます。(令和8年5月1日)
- 植物防疫法に基づく輸出入検査等に係る不適切な事例を更新しました。(令和8年4月14日)



2027年国際園芸博覧会  
2027.3.19-9.26 横浜・上瀬谷

